

○財務省告示第百六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年五月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百
三十四回、第三百三十五回及び
第三百三十九回）、利付国庫債
券（二十年）（第六十四回、第
七十二回、第七十三回、第七十
四回、第七十五回、第七十六回、
第七十七回、第七十八回、第七
十九回、第八十回、第八十一回、
第八十二回、第八十五回、第八
十六回、第八十七回、第九十回、
第九十一回、第九十二回、第九
十三回、第九十四回、第九十五
回、第九十六回、第九十九回、
第一百回、第一百一回、第一百四
回、第一百五回、第一百七回、
第一百九回、第一百十五回、第
百十六回、第一百十七回、第
百二十二回、第百三十六回、
第百四十一回及び第百四十六
回）及び利付国庫債券（三十年）
（第二回、第三回、第四回及び
第十回）

二 発行の根拠
法律及びその
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項

十二	利率	(別表のとおり)	$\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100} \times \text{残存年数}$
十一	発行価格	平成三十年五月二十五日発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額	
十	発行日	平成三十年五月二十五日	
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	
八	最低額面金	五万円	
七	払込金額	六千九百四十二億五千二百九十七万三千元	
六	発行額	円 額面金額で五千九百七十一億	
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	

十三 経過の払込み

十四 利子

十五 償還金額
十六 入札の基準
十七 各発行の対

十八 元利金の支
十九 払場所
二十 入札参加
二十 払込期日

募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を払込期日に
払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の
総額×各発行対象国債の利率／
100×各発行対象国債の利率／
100×各発行対象国債の利率／
支規数（利子支払期日）が、
日

第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、そ
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
年五月二十四日付で日本証券
業協会が発表した公社債店頭
売買参考統計値表に掲載され
た平均値の単利利回りとする。
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者
平成三十年五月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回四) (第三十回)	〇・六%	日年平 六成三月二十六	円二百六十億
利付国庫債券 (第十三年回五) (三百三十)	〇・五%	日年平 九成三月二十六	五十一億円
利付国庫債券 (第十三年回九) (三百三十)	〇・四%	日年平 六成三月二十七	円百六十一億
利付国庫債券 (第十六年回一)	一・九%	日年平 九成三月二十五	七十二億円
利付国庫債券 (第十七年回二)	二・一%	日年平 九成三月二十六	億八 円百九十二
利付国庫債券 (第十七年回三)	二・〇%	十年平 日十成 二月二十六	億三 円百九十二
利付国庫債券 (第十七年回四)	二・一%	十年平 日十成 二月二十六	八十三億円
利付国庫債券 (第十七年回五)	二・一%	日年平 三成三月二十七	円百五十二億
利付国庫債券 (第十七年回六)	一・九%	日年平 三成三月二十七	七十二億円
利付国庫債券 (第十七年回七)	二・〇%	日年平 三成三月二十七	億二 円百六十二

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %
日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二月 二十八	日年平 九成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七
億三 百三 十四	三 十五 億 円	三 十六 億 円	六 億 円	四 十 億 円	円百 八 十 億	百 十 四 億 円	四 十 二 億 円	百 十 九 億 円	六 十 六 億 円	七 十 億 円	円三 百 十 九 億

（（利 第二付 百十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 八年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 七年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 五年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 四年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 ）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回）券 ）
二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 三三 成月 四二 十十 一	日十平 二二 成月 四二 十年	日十平 二二 成月 四二 十年	九平 月成 二四 十十 日年	六平 月成 二四 十十 日年	三平 月成 二四 十十 日年	三平 月成 二四 十十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 六六 成月 三二 十九	日年平 六六 成月 三二 十九	日年平 三三 成月 三二 十九
一 億 円	九 十 四 億 円	一 億 円	十 二 億 円	円百 三 十 六 億	五 十 一 億 円	百 二 十 億 円	四 十 五 億 円	九 十 億 円	円百 三 十 二 億	百 十 八 億 円	億三 百 二 十 九 円

（（利 第三付 十年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 十年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 十年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 十年国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二 ））付 百十国 四）年 十）庫 六）債 券	（（利 回第二 ））付 百十国 四）年 十）庫 一）債 券	（（利 回第二 ））付 百十国 三）年 十）庫 六）債 券	（（利 回第二 ））付 百十国 二）年 十）庫 二）債 券	（（利 ））付 第二付 百十国 十）年 八）庫 回）債 券	（（利 ））付 第二付 百十国 十）年 七）庫 回）債 券	（（利 ））付 第二付 百十国 十）年 六）庫 回）債 券
一 ・ 一 %	二 ・ 九 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 一四 月十 十二	日年平 五成 月四 二十二	日年平 二成 月四 二十二	日年平 九成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 九成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二
二 億 円	四 十 六 億 円	七 十 八 億 円	八 十 二 億 円	億七 円百 二十 八	五 十 九 億 円	十 七 億 円	六 億 円	一 億 円	四 十 億 円	二 十 一 億 円